令和２年4月30日

３～5歳児保護者　各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ひまわりこども園

**新型コロナウイルス感染症に係る臨時休園期間の給食食材費の徴収について**

　新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛については、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

緊急事態宣言措置期間のひまわりこども園における給食費の減免については、臨時休園期間の延長に伴い、給食費の特例措置期間についても延長しますので、お知らせいたします。

記

1　新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置期間及び臨時休園期間の延長による特例措置

　　●緊急事態宣言措置期間及び臨時休園延長期間による特例措置期間

　　　4月1日(水)～5月３１日(日)

　（１）4月１日から４月３０日まで全日登園自粛する場合　 **1か月分(4月分)免除**

（２）5月１日から31日まで全日登園自粛する場合　**1か月分(5月分)免除**

　（３）**給食提供日（土日祝を含まない平日）の登園自粛で日割り計算**

計算方法：280円×登園日　を計算し、

4月分、5月分をそれぞれ計算し、翌月集金させて頂きます。

　　　　※副食費免除の方は　20円×登園日となります。

2　申請方法

　　保護者は、登園開始後に、別紙「長期欠席等連絡票兼給食費減免申請書」を、園に提出して下さい。

長期欠席連絡票　兼　給食費減免申請書

（新型コロナウイルス感染症対応用）

　　　　ひまわりこども園

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（申請者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請日　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用園名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　保護者名

　　　1　長期欠席連絡

|  |  |
| --- | --- |
| 期間 | 　（家庭保育日を記載してください） |
| 欠席児童名 | 　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　年　　月　　日）　　　　　　　　　　　　（クラス名　　　　　　　　　　） |
| 事由 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のためまたは、臨時休園に伴う家庭保育 |
| 給食の提供 | 欠席期間中、給食を停止する |

白井市健康子ども部保育課保育班

担当：工藤・小池

〒270-1492　白井市復１１２３

TEL：047-497-3488（直通）

FAX：047-492-3033

E-mail：hoiku@city.shiroi.chiba.jp

|  |  |
| --- | --- |
| 期間 | 1　上記欠席期間　　2　その他（　　　　　　　　　　　） |
| 事由 | 1　欠席期間中、給食の提供を希望しないため2　アレルギー・持病等により、給食の提供を受けられないため3　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 減免対象 | 給食費（主食＋副食） |

　　　２　給食費減免申請書